チ 王下十二〇十五
リ 申世一〇廿四　代下世四〇十四
ヌ 代下世四〇廿
ル 申世九〇廿七
ヲ 代下世四〇廿二
ワ 申世九〇廿七　但九〇十一
カ 申世九〇廿五ゴ廿七
ヨ 代下世四〇廿六

理はしめよ　即ち工匠と建築者と石工にこれを付さしめ又これをもて殿を修理ふ材木と砍石を買しむべし　但し彼らい誠實に事をなせば彼らの手にわたすところの銀の計算をかれらとするには及ばざるなり　時に祭司の長ヒルキヤ書記官シヤパンに言けるい我ヱホバの家において律法の書を見いだせりとヒルキヤすなはちその書をシヤパンにわたしたれば彼これを讀り　かくて書記官シヤパン王の許にいたり王に返事まうして言ふ僕等殿にありし金を打あけてこれを工事を司どるヱホバの家の監督者の手に付せりと　書記官シヤパンまた王につげて祭司ヒルキヤ我に一書をわたせりと言ひシヤパン其を王の前に讀けるに　王ろの律法の書の言を聞やろの衣を裂り　而して王祭司ヒルキヤとシヤパンの子アヒカムとミカヤの子アクボルと書記官シヤパンと王の内臣アサヤとに命じて言ふ　汝等往てこの見當し書の言につきて我のため民のためユダ全國のためにヱホバに問へ其い我儕の先祖等いこの書の言に聽ざたがひてろの凡て我儕のために記されたるところを行ふことをせざりしに因てヱホバの我儕にむかひて怒を發したまふことと甚だしかるべければ　是において祭司ヒルキヤ、アヒカム、アクボル、シヤパンおよびアサヤ等シヤルムの妻なる女預言者ホルダの許にいたれりシヤルムはハルハスの子なるテクワの子にして衣裳の室を守る者なり時にホルダはエルサレムの下邑に住をる彼等すなはちホルダに物語せしか心　ホルダかれらに言けるいイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝等を我につかはせる人に告よ　ヱホバかく言ふ我ユダの王が讀たるかの書の一切の言に汝たがひて災害をこの處と此にすめる民に降さんとす　彼等いわれを棄て他の神に香を焚きろの手に作れる諸の物をもて我を怒らするなり是故に我この處にむかひて怒の火を發す是い滅ざるべし　但し汝等をつかはして我に問ざむるユダの王にい汝等かく言べし汝が聞

タ 利世六〇廿一、廿二　槃五十七〇十五
レ 耶世六〇六、四十四〇廿二
ソ 詩五十一〇十七　槃五十七〇十五
ツ 王下廿一〇廿九
子 詩廿七〇廿七　槃五十七〇十二
イ 代下世四〇廿九、廿
ロ 王下世三〇八
ハ 王下十一〇十四、十七
ニ 王下世一〇三、七
ホ 王下世一〇三
ヘ 王下世一〇七
ト 代下世四〇四
チ 王上十四〇廿四、十五〇十二
リ 槃十六〇十六

る言につきてイスラエルの神ヱホバかく言たまふ　汝いわが此處と此にすめる民にむかひて是い荒地となり呪詛とならんと言しを聞たる時に心柔にしてヱホバの前に身を卑し衣を裂て吾前に泣たれば我もまた聽ことをなすなりヱホバこれを言ふ　然ば視よ我なんぢを汝の先祖等に歸せしめ汝い安然に墓に歸することをうべし汝いわが此處にくだす諸の災害を目に見ることあらじと彼等すなはち王に返事まうしぬ

第二十三章

一　是において王人をつかはしてユダとエルサレムの長老をことごとく集め　二　而して王ヱホバの家にのぼれりユダの諸の人々ヱルサレムの一切の民および祭司預言者ならびに大小の民みな之に会たがふ王すなはちヱホバの家に見あたりし契約の書の言をことごとくかれらの耳に讀きかせ　三　而して王高座の上に立てヱホバの前に契約をなしヱホバに会たがひて歩み心をつくし精神をつくしてろの誡命と律法と法度を守り此書に会るされたる此契約の言をおこなはんと言り民みなろの契約に加はりぬ　四　かくして王祭司の長ヒルキヤとろの下にたつところの祭司等および門守等に命じてヱホバの家よりしてバアルとアシラと天の衆群との爲に作りたる諸の器を執いださしめヱルサレムの外にてキデロンの野にてれを燒きろの灰をベテルに持ゆかしめ　五　又ユダの王等が立てユダの邑々とエルサレムの四圍なる崇邱に香をたかしめたる祭司等を廢しまたバアルと日月星宿と天の衆群とに香を焚く者等をも廢せり　六　彼またヱホバの家よりアシラ像をとりいだしエルサレムの外お持ゆきてキデロン川おいたりキデロン川おいてこれを燒きこれを打碎きて粉となしろの粉を民の墓お散し　七　またヱホバの家の旁おある男娼の家を毀てり其處いまた婦人がアシラのためお天幕を織ところなりき　八　彼またユダの邑々より祭司をことごとく

ヌ 王上十五〇廿二
ル 結四十四〇十四、十四

チ 母十二〇廿六
リ 利十八〇廿一　申十八〇十
結廿三〇廿七、廿九
カ 雲十五〇八
ヨ 歴廿〇廿三　耶七〇廿一、十九〇六、十一、十三、十三

タ 耶十九〇十三　番一〇五
レ 王下廿一〇五

ソ 王上十一〇七

ツ 出廿三〇廿四　申七〇五、廿五

子 王上十二〇廿八、廿三

ナ 王上十三〇二

ラ 王上十三〇一、廿

召よせまた祭司が香をたきたる崇邱をバゲバよりベエルシバまでこれを汚しまた門ゐある崇邱を毀てり
是等の崇邱い一い邑の宰ヨシヤの門の入口にあり一い邑の門ゐありて之に入る人の左ゐあるル崇
邱の祭司等いエルサレムゐおいてエホバの壇ゐれぼるこをせざりき但し彼等いろの兄弟の中ゐありて
無酵パンを食へり　十王また人がろの子息息女に火の中を通らしめて之をモロクにさゝぐることなからん
ためゐベンヒンノムの谷にあるトペテを汚し　十一またユダの王等が日のためゐさゝげてエホバの家の門に
おける馬をうつせりこの馬いパルリムゐある侍從ナタンメレクの室ゐをりしなり彼また日の車を皆火に
焚り　十二　またユダの王等がアハズの樓の屋背ゐつくりたる祭壇とマナセがエホバの家の兩の庭ゐつくりた
る祭壇とい王これを毀ちこれを其處より取くづしてろの碎片をキデロン川になげ捨たり　十三　またイスラエ
ルの王ソロモンが昔シドン人の憎むべき者なるアシタロテとモアブ人の憎むべき者なるケモシとアンモ
ンの子孫の憎むべき者ゐるモロクのためにエルサレムの前において殲滅山の右に築きたる崇邱も王これ
を汚し　十四　また諸の像をうち碎きアシラ像をきりたふし人の骨をもてろの處々に充せり　十五　またベテルゐあ
る壇かのイスラエルに罪を犯させたるヱバテの子ヤラベアムが造りし崇邱すなはちろの壇もろの崇邱も
彼これを毀ちろの崇邱を焚てこれを粉にうち碎きかつアシラ像を焚り　十六　茲にヨシヤ身をめぐらして山に
墓のあるを見人をやりてろの墓より骨をとりきたらしめ之をろの壇の上に焚てろれを汚せり即ち神の人
が宣たるエホバの言のごとし昔神の人この言語を宣しことありしなり　十七　ヨシヤまた其處に見ゆる碑い何
なるやと言しに邑の人々これに告て其い汝がベテルの壇にむかひて爲るこの事等をユダより來りて宣た
る神の人の墓なりと言ければ　十八　すなはち其にい手をつくるなかれ誰もろの骨を移すなかれと言り是をも

ム 王上十三〇卅一
ウ 代下廿四〇六、七

井 王上十三〇二
ノ 出廿二〇廿、王上十八〇四
十 王下十一〇十八
オ 代下廿四〇五
ク 出十二〇三　利廿三〇五
民九〇二　申十六〇二
ヤ 代下廿五〇一
マ 代下廿五〇十八、十九

ケ 利十九〇廿一、廿〇廿七
井十八〇十一

フ 王下廿一〇六

コ 王下十八〇五

エ 王下廿二〇十一、十二、廿四〇三、四　耶十五〇四
テ 王下十七〇十八、廿、十八〇十一、廿二〇十三

ア 王上八〇廿九、九〇三　王下廿二〇四七

サ 代下廿五〇廿

キ 王下十四〇八
エ 西十二〇十一
メ 代下廿五〇廿四
ミ 代下廿六〇一

ろの骨とサマリアより來りし預言者の骨にい手をつけざりき　十九　またイスラエルの王等がサマリアの邑
邑に造りてエホバを怒せし崇邱の家も皆ヨシヤこれを取のぞき凡てろのベテルになせしごとくに之に事
をなせり　二十　彼また其處にある崇邱の祭司等を壇の上にころし人の骨を壇の上に焚てエルサレムに歸りぬ
二一　而して王一切の民に命じて言ふ汝らこの契約の書に記されたるごとくに汝らの神エホバに逾越の節を
執行ふべしと　二二　士師のイスラエルを治めし日より已來もまたユダの王等とイスラエルの王等の代にも
期のおとき逾越の節を守りしこといなかりき　二三　ヨシヤ王の十八年にいたりてエルサレムにて期逾越卽
をエホバに守りき　二四　ヨシヤまた祭司ヒルキヤがエホバの家にて見いだせし書に記されたる律法の言
を世におこなんために口寄者と卜筮師とテラピムと偶像およびユダの地とエルサレムに見ゆる諸の憎
むべき者を取のぞけり　二五　ヨシヤの如くに心を盡し精神を盡し力を盡してモーセの法に全くきたがひてエ
ホバに歸向せし王いヨシヤの先にいあらざりきまた彼の後にも彼のごとき者いなし　二六　斯有しかどもエホ
バいユダにむかひて怒を發したるろの大いなる燃たつ震怒を息ることをきたまむざりき是いマナセ諸の
憤らしき事をもてエホバを怒らせしによるなり　二七　エホバすなはち言たまむく我イスラエルを移せし如く
にユダをもわが目の前より拂ひ移し我が選みし此エルサレムの邑と吾名をろこに置んといひしこの殿と
を棄べしと　二八　ヨシヤのろの餘の行爲とろの凡て爲たる事いユダの王の歷代志の書に記るさるゝにあらず
や　二九　ヨシヤの代にエジプトの王パロネコアッスリヤの王と戰はんとてユフラテ河をさして上り來しがヨ
シヤ王これを防ぐんとて進みゆきければ彼これに出あひてメギドンにこれを殺せり　三十　ろの僕等すなはち
これが死骸を車にのせてメギドンよりエルサレムに持ゆきこれをろの墓に葬れり國の民こゝに於てヨシ

シ 王下廿四〇十八

ア 王下廿五〇六 耶五十二〇廿七

ヒ 代下卅六〇四

モ 王下廿四〇十七 但一〇七
セ 一〇十一
ス 耶廿二〇十一、十二 結十九〇三、四
イ 王下廿三〇廿三

ロ 代下卅六〇五

イ 代下卅六〇六 耶廿五〇一九 但一〇一

ロ 耶廿五〇九、廿二〇廿八 結十九〇八

ハ 王下廿四〇十七、廿一〇十二 耶十四、廿二〇廿七

ニ 王下廿一〇二十一、廿三〇廿六

ホ 王下廿一〇十六

アの子エホアハズを取りてれに膏をろぎて王となしてろの父にかはらしめたり 三一 エホアハズい王となれる時二十三歳にしてエルサレムにて三月世を治めたりろの母いリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと云ふ 三二 エホアハズいろの先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの目の前に悪をなせしが 三三 パロ子コ彼をハマテの地のリブラに繋ぎおきてエルサレムにおいて王となりをることを得ざらしめ且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課したり 三四 而してパロ子コいヨシアの子エリアキムをしてろの父ヨシアにかはりて王とならしめ彼の名をエホヤキムと改めエホアハズを曳て去ぬエホアハズいエジプトにいたりて其處に死り 三五 エホヤキムい金銀をパロにおくれり即ち彼國に課してパロの命のまゝに金を出さしめ國の民各人に割つけて金銀を征取りてれをパロ子コにおくれり 三六 エホヤキムい二十五歳にして王となりエルサレムにおいて十一年世を治めたりろの母いルマのペダヤの女にして名をゼブダと云ふ 三七 エホヤキムいろの先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの目の前に悪をなせり

第二十四章

一 エホヤキムの代にバビロンの王ネブカデネザル上り來りければエホヤキムこれを臣服して三年をへたりしが遂にひるがへりて之に叛けり 二 エホバカルデアの軍兵スリアの軍兵モアブの軍兵アンモンの軍兵をしてエホヤキムの所に攻きたらしめたまへり即ちユダを滅さんがためおこれをユダに遣はしたまふエホバがろの僕なる預言者等をよりて言たまひし言語のごとし 三 この事い全くエホバの命およりてユダにのぞみし者おてユダをエホバの目の前より拂ひ除かんがためなりき是いマナセがろの凡てなす所おおいて罪を犯したるにより 四 また無辜人の血をながし無辜人の血をエルサレムお充したるによりてなりエホバいろの罪を赦すことをなしたまはざりき 五 エホヤキムのろの餘の行爲とろの凡て爲た

へ 代下卅六〇六、八 耶廿二〇十八、十九、廿六〇卅

ト 耶廿七〇五、七
チ 耶四十六〇二

リ 代下卅六〇九

ル 耶廿四〇一、廿九〇一、二 結十七〇十二

ヲ 耶廿五〇一
カ 耶廿五〇廿七
ヨ 王下廿五〇廿八

ヌ 但一〇一

タ 但五〇二、三
レ 耶廿〇五
ソ 耶廿四〇一

ツ 傳上十三〇十九、廿二
子 耶五十二〇廿八

ナ 王下廿五〇十二 耶四十〇七
ラ 代下卅六〇十 結二〇六
ム 耶廿二〇廿四 耶五十二〇廿八

ウ 耶廿七〇一

井 代上三〇十五 代下卅六〇十
ノ 王下廿三〇卅四 代下卅六〇四
オ 代下卅六〇十一 耶廿七〇一、五十二〇一

グ 王下廿三〇卅一
ヤ 代下卅六〇十二

る事いユダの王の歴代志の書おえるさるゝにあらずや 六 エホヤキムろの先祖等とともに寢りろの子エコニアこれお代りて王となれり却説またエジプトれ王い重てろれ國より出さたらざりき其いバビロンの王エジプトの河よりユフラテ河まで凡てエジプトの王お屬する者を悉く取たればなり 七 エコニアい王となれる時十八歳おしてエルサレムにて三月世を治めたりろの母いエルサレムのエルナタンの女おして名をヒホシタと云ふ 八 エコニアいろの父の凡てなしたるおとくにエホバの目の前に悪をなせり 九 ろの頃バビロンの王ネブカデネザルの臣エルサレムに攻の來りてろの臣にてれを攻惱さしめたれば 十 ユダの王エコニアろの母ろの臣ろの牧伯等およびろの侍從等とともに出てバビロンの王に降れり 十一 即ちバビロンの王ネブカデネザル邑に攻來りてろの臣にてれを攻惱さしめたれば 十二 ユダの王エコニアろの母ろの臣ろの牧伯等およびろの侍從等とともに出てバビロンの王に降れり 十三 而してバビロンの王すなはち彼を執ふ是いろの代の八年おあたれり 十四 彼またエルサレムの一切の民ホバの宮に造りたる諸の金の器を切はがせりエホバの言たまひしごとし 十四 彼またエルサレムの一切の民ふよび一切の牧伯等と一切の大なる能力ある者ならびに工匠と鍛冶とを一萬人擄へゆけり遺れる者い國の民の賤き者のみなりき 十五 彼すなはちエコニアをバビロンに擄ゆきまた王の母王の妻等および侍從と國の中の能力ある者をもエルサレムよりバビロンに擄へうつせり 十六 凡て能力ある者七千人工匠と鍛冶一千人ならびに强壯して善戰ふ者是等をバビロンの王擄へてバビロンにうつせり 十七 而してバビロンの王またエコニアの父の兄弟マッタニヤを王となしてエコニアに代へ其が名をゼデキヤと改めたり 十八 ゼデキヤい二十一歳にして王となりエルサレムにて十一年世を治めたりろの母いリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと曰ふ 十九 ゼデキヤいエホヤキムが凡てなしたるごとくにエホバの目の前に悪をなせり 二十 エルサ

マ 代下卅三〇十五　結十七〇十五
イ 代五卅六〇十七　耶卅四〇二、卅九〇一、五十二〇四、五　結廿四〇一
ロ 耶卅九〇二、五十二〇六
ハ 耶卅九〇二、五十二〇七
ニ 耶卅九四節七、五十二〇七　結十二〇十二
ホ 王下廿三〇卅三　耶五十二〇九
ヘ 耶卅九〇七　結十二〇十三
ト 王下廿四〇十二、廿五〇廿七
チ 耶五十二〇十二至十四
リ 耶卅九〇九
ヌ 代下卅六〇十九　詩七十九〇一
ル 耶卅九〇八　歴二〇五
ヲ 耶五十二〇十四
ワ 耶卅九〇九、五十二〇十五
カ 王下廿四〇十四　耶卅九〇十四十七、五十二〇十
ヨ 王上七〇十五
タ 王上七〇廿七
レ 王上七〇廿三、出廿七〇三　王上七〇四十五、五十
ソ

レムとユダに期る事ありしいエホバの震怒による者にしてエホバつひにろの人々を自己の前よりはらひ棄たまへり偖またゼデキヤハバビロンの王に叛けり

第二十五章

一 茲にゼデキヤの代の九年の十月十日にバビロンの王チブカデチザルろの諸軍勢を率てエルサレムに攻きたりこれにむかひて陣を張り周圍に雲梯を建てこれを攻たり 二 かくこの邑攻かこまれてゼデキヤ王の十一年にまでおよびしが 三 ろの四月九日にいたりて城邑の中饑こと甚だしくおりろの地の民食物を得ざりき 四 是をもて城邑つひに打破られければ兵卒ハみな王の園の邊なる二箇の石垣の間の途より夜の中に逃いで苦平地の途に去たがひておちゆけり時にカルデア人ハ城邑を圍みをる 五 茲にカルデア人の軍勢王を追ゆきエリコの平地にてこれに追つきけるにろの軍勢みな彼を離れて散しかば 六 カルデア人王を執へてこれをリブラにをるバビロンの王の許に曳ゆきてろの罪をさだめ 七 ゼデキヤの子等をゼデキヤの目の前に殺しゼデキヤの目を抉しこれを銅索につなぎてバビロンにたづさへゆけり 八 バビロンの王チブカデチザルの代の十九年の五月七日にバビロンの王の臣侍衛の長チブザラダンエルサレムにきたり 九 エホバの室と王の室を燒き火をもてエルサレムのすべての室と一切の大なる室を燒り 十 また侍衛の長とともにありしカルデア人の軍勢エルサレムの四周の石垣を毀てり 十一 侍衛の長チブザラダンすなむち邑に遺されし殘餘の民およびバビロンの王に降りし降人と群衆の殘餘者を擄へうつせり 十二 但し侍衛の長ろの地の或貧者をのこして葡萄をつくる者となし農夫となせり 十三 カルデア人またエホバの家の銅の柱と洗盤の臺と銅の海をくだきてろの銅をバビロンに運び 十四 また鍋と火鏟と焼剪と匙および凡て役事に用うる銅の器を取り 十五 侍衛の長また火盤と鉢など金銀にて作れる物を取り 十六 またソロモンがエホバの室に造りしところの二の柱と一の海と臺とを取り此もろ〳〵の銅の重い量るべからず 十七 この柱い高さ十八キユビトにしてろの上に銅の頂ありろの頂の高い三キユビトろの頂の四周に網子と石榴とありて皆銅なり他の柱とろの網子もこれに同じ 十八 侍衛の長い祭司の長セラヤと第二の祭司ゼパニヤと三人の門守を執へ 十九 また兵卒を督どる一人の寺人と王の前にはべる者の中邑にて遇しところの者五人とろの地の民を募る軍勢の長なる書記官と城邑の中にて遇しところの六十人の者を邑より携へされり 二十 侍衛の長チブザラダンこれらを執へてリブラにをるバビロンの王の許にいたりければ 二十一 バビロンの王ハマテの地のリブラにてこれらを擊殺せりかくユダハおのれの地よりとらへ移されたり 二十二 かくてバビロンの王チブカデチザルハ自己が遺してユダの地に止らしめし民の上にシヤパンの子なるアヒカムの子ゲダリヤをたてゝこれをろの督者となせり 二十三 茲に軍勢の長等およびこれに屬する人々みなバビロンの王ゲダリヤを督者となせしことを聞しかばすなはちネタニヤの子イシマエル、カレヤの子ヨハナン、ネトパ人タンホメラの子セラヤおよび或マアカ人の子ヤザニヤならびに彼らに屬する人々ミツパにきたりてゲダリヤの許にいたれり 二十四 ゲダリヤすなはち彼等とかれらに屬する人々に誓ひてこれに言けるハ汝等カルデア人の僕となることを恐るゝなかれこの地に住てバビロンの王につかへなば汝等幸福ならんと 二十五 然るに七月に王の血統なるエリシヤマの子ネタニヤの子なるイシマエル十人の者とともに來りてゲダリヤを擊ころし又彼とともにミツパにをりしユダヤ人とカルデア人を殺せり 二十六 是において大小の民および軍勢の長等みな起てエジプトにおもむけり是ハカルデア人をおそれたればなり 二十七 ユダの王エホヤキムがとらへ移れたる後三十七年の十月二十七日バビロンの王エビルメロダクろの代の一年にユダの王エホヤキムを獄より出して

ッ 王上七〇四十七　王上七〇十五　耶五十二〇廿一
ネ 代上六〇十四　歴七〇一
ム 耶一〇一、廿九〇廿五
ウ 耶五十二〇廿五
ナ 耶五十二〇廿四
ヲ 代上六〇十四　歴七〇一
ム 耶一〇一、廿九〇廿五
ウ 耶五十二〇廿五
井 利廿六〇卅三　申廿八〇卅六、六十四　王下廿三〇廿七
ノ 耶四十〇五
オ 耶四十〇七至九
ヤ 耶四十三〇四、七
マ 耶五十二〇卅一
ケ 創四〇十三、廿

ろの首をあげ去め　二八善言をもて彼をなぐさめろの位をバビロンにともに居るところれ王等の位よりも高
くし　二九ろの獄の衣服を易去めたりエホヤキムハ一生のあひだつねゐ王の前ゐ食をなせり　三十かれ一生のあ
ひだたえず日々の分を王よりたまはりてろの食物となせり

フ　母下九〇七

列王紀畧下　終

歴代志畧上

第一章

一　アダム、セツ、エノス、二ケナン、マハラレル、ヤレド、三エノク、メトセラ、ラメク、四ノア、セム、
ハム、ヤペテ、〇五ヤペテの子等ハゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス、六ゴメルの子
等ハアシケナズ、リパテ、ドガルマ、七ヤワンの子等ハエリシヤ、タルシシ、キツラム、ドダニム、〇八ハムの
子等ハクシ、ミツライム、プテ、カナン、九クシの子等ハセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの
子等ハセバとデダン　十クシ、ニムロデを生り、彼はじめて世の權力ある者となれり、十一ミツライムハルデ族、
アナミ族、レハビ族、ナフト族、十二パテロス族、カスル族、カフトリ族を生り、カスル族よりペリシテ族出た
り、十三カナンろの冢子シドンおよびヘテを生み　十四またエブス族、アモリ族、ギルガシ族、十五ヒビ族、アルキ
族、セニ族、十六アルワデ族、ゼマリ族、ハマテ族を生り〇　十七セムの子等ハエラム、アシユル、アルパクサデ、
ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク、十八アルパクサデシラを生みシラエベルを生り　十九エベルに二人
の子生れたり、ろの一人の名をペレグ（分）と曰ふ、其ハ彼の代に地の人散り分れたれバゐり、ろの弟の名
をヨクタンと曰ふ　二十ヨクタンハアルモダデ、シヤレフ、ハザルマウテ、エラ、二一ハドラム、ウザル、デクラ
二二
エバル、アビマエル、シバ、二三オフル、ハビラおよびヨバブを生り、是等ハみなヨクタンの子ゐり、〇二四セム、
アルパクサデ、シラ、二五エベル、ペレグ、リウ　二六セルグ、ナホル、テラ、二七アブラムは是すゐはちアブラハムゐ
り　二八アブラハムの子等ハイサクおよびイシマエル、二九彼らの子孫ハ左のごとしイシマエルの冢子ネバヨ
テ、次ハケダル、アデビエル、ミブサム、三十ミシマ、ドマ、マッサ、ハダデ、テマ、三一エトル、ヂフシ、ケデマ、イ
シマエルの子孫ハ是の如し　三二アブラハムの妾ケトラの生る子ハ左のごとし彼ジムラン、ヨクシヤン、メダ

イ　創四〇廿五、廿六、五〇三、九
ロ　創十〇二
ハ　創十〇六
ニ　創八〇十三
ホ　申二〇廿三
ヘ　創十〇十五
ト　創十〇廿二、十一〇十
チ　創十〇廿六
リ　創十一〇十　路三〇卅四
ヌ　創十一〇十五
ル　創十七〇五
ヲ　創廿一〇二、三
ワ　創十六〇十一、十五
カ　創廿五〇十三至十六
ヨ　創廿五〇一、二

ン、ミデアン、イシバク、シユワを生り、ヨクシヤンの子等ハシバおよびデダン、ミデアンの子等ハエパ、エペル、ヘノク、アビダ、エルダア、是等ハみなケトラの生る子なり　アブラハムイサクを生り、イサクの子等ハエサウとイスラエル、○　エサウの子等ハエリパズ、リウエル、エウシ、ヤラム、コラ、エリパズの子等ハテマン、オマル、ゼピ、ガタム、ケナズ、テムナ、アマレク、リウエルの子等ハナハテ、ゼラ、シヤンマ、ミザ、セイルの子等ハロタン、シヨバル、ヂベオン、アナ、デシヨン、エゼル、デシヤン、ロタンの子等ハホリとホマム、ロタンの妹ハテムナ、シヨバルの子等ハアルヤン、マナハラ、エバル、シピ、オナム、ヂベオンの子等ハアヤとアナ、アナの子等ハデシヨン、デシヨンの子等ハハムラム、エシバン、イテラン、ケラン、エゼルの子等ハビルハン、ザワン、ヤカン、デシヤンの子等ハウズおよびアラン、○　イスラエルの子孫を治むる王いまだ有ざる前にエドムの地を治めたる王等ハ左のごとし、ベオルの子ベラ、ゐの都城の名ハデナバといふ、ベラ斃てボツラのゼラの子ヨバブこれに代りて王となり　ヨバブ斃てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり　ホシヤム斃てベダデの子ハダデこれにかはりて王となれり、彼モアブの野にてミデアン人を擊り、ゐの都城の名ハアビテといふ　ハダデ斃てマスレカのサムラこれに代りて王となり　サムラ斃て河の旁なるレホボテのサウルこれに代りて王となり　サウル斃てアクボルの子バアルハナンこれに代りて王となり　バアルハナン斃てハダデこれにかはりて王となれり、ゐの都城の名ハパイといふ、ゐの妻ハマテレデの女子にして名をメヘタベルといへりマテレデハメザハブの女なり　ハダデも斃たり、エドムの諸侯ハ左のごとし、テムナ侯、アルヤ侯、エテテ侯、アホリバマ侯、エラ侯、ピノン侯　ケナズ侯、テマン侯、ミブザル侯　マグデエル侯、イラム侯、エドムの諸侯ハ是のごとし

タ 創世一〇二二三
レ 創世五〇世五、世六
ソ 創世六〇九、十
ツ 創世六〇世
チ 創世六〇世五
ナ 創世六〇世一
ニ 創世六〇世七
ラ 創世六〇世八
ム 創世六〇四十

イ 創世九〇世二、世〇五、世五〇十八、世二、四十六〇
ロ 創世八〇三、四十六〇十二
ハ 創世六〇十九
ニ 創世八〇二
ホ 創世八〇七
ヘ 創世八〇世九、世太一〇三
ト 創四十六〇十二、歴四〇十八
チ 王上四〇世一、代上四〇一
リ 書六〇十八、七〇一
ヌ 歴四〇十九、世太一〇四
ル 民一〇七、二〇三
ヲ 民上十六〇六
ワ 歴下二〇十八
カ 歴十七〇世五
ヨ 代上二〇五十
タ 出世一〇二
レ 民世七〇一
ソ 民世二〇四十一、世三〇十四　書十三〇世

第二章

一　イスラエルの子等ハ左のごとし　ルベン、シメオン、レビ、ユダ、イツサカル、ゼブルン、二　ダン、ヨセフ、ベニヤミン、ナフタリ、ガド、アセル、三　ユダの子等ハエル、オナン、シラなりての三人ハカナンの女バテシユアがユダによりて生たるゐり、ユダの長子エルハエホバの前に惡き事をなしたれば之を殺したまへり　四　ユダの媳タマルハユダによりてペレツとゼラとを生りユダの子等ハ都合五人なりき　五　ペレツの子等ハヘツロンおよびハムル、六　ゼラの子等ハシムリ、エタン、ヘマン、カルコル、ダラ都合五人　七　カルミの子ハアカル、アカルハ詛われし物ゐつきて罪を犯してイスラエルを懷ませし者ゐり、八　エタンの子ハアザリヤ、九　ヘツロンに生れたる子等ハエラメル、ラム、ケルバイ、十　ラムアミナダブを生み、アミナダブナションを生り、ナションハユダの子孫の牧伯ゐり　十一　ナションサルマを生み、サルマボアズを生み　十二　ボアズオベデを生みオベデエツサイを生り　十三　エツサイの生る者ハ長子ハエリアブゐりの次ハアミナダブゐりの三ハシヤンマ　十四　ゐりの四ハヲタンエルゐりの五ハラダイ　十五　ゐりの六ハオゼムゐりの七ハダビデ、十六　かれらの姉妹ハゼルヤとアビガル、ゼルヤの產る子ハアビシヤイ、ヨアブ、アサヘルゐ之せて三人　十七　アビガルハアマサを產り、アマサの父ハイシマエル人エテルといふ者ゐり○　十八　ヘツロンの子カレブハゐりの妻アズバによりまたエリオラによりて子を擧けたり、ゐりの產る子等ハ左のごとしエシル、ショバブおよびアルドン、十九　アズバ死たれバカレブまたエフラタを娶れり、エフラタカレブによりてホルを產り　二十　ホルウリを生みウリベザレルを生り　二一　ゐりの後ヘツロンハギレアデの父マキルの女の所にいれり、ゐりの之を娶れる時ハ六十歳なりき、彼ヘツロンによりてセグブを產り　二二　セグブヤイルを生り、ヤイルハギレアデの地ゐ邑二十三を有り　二三　然るゐゲシユルおよびアラム彼等よりヤイルの邑々ゐよびケナテとゐの鄕里など都合六十の邑を取り、是皆